

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等の公布について

計7枚（本紙を除く）

Vol.9

平成19年4月4日

厚生労働省老健局計画課

【 貴都道府県内関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(法令係・内線3929)
FAX：03-3503-7894

平成19年4月4日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計 画 課
振 興 課
老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月29日に開催されました第42回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護老人福祉施設における重度化対応加算等の経過措置の延長についての諮問及び諮問を了承する旨の報告が取りまとめられ、社会保障審議会より答申が出されたことを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせいたします。（別紙参照）

参考として、介護給付費分科会資料の該当部分を添付いたします。

照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3929)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電気通信回線による登記情報の提供
に関する法律施行規則の一部を改正
する省令(法務一四)

○不動産登記規則等の一部を改正する
省令(同一五)

○外務省組織規則の一部を改正する省
令(外務四)

○へき地教育振興法施行規則の一部を
改正する省令(文部科学四)

○自衛隊法施行規則の一部を改正する
省令(防衛二)

○防衛省職員の留学費用の償還に関す
る省令の一部を改正する省令(同一三)

〔規 則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の
一部を改正する規則(公正取引委一)

〔告 示〕

○社債等登録機関を指定する件
(金融庁・法務四)

○地方公務員等共済組合法施行令第二
十九条第三項の規定により地方公共
団体が負担すべき金額に関する件の
一部を改正する件(総務一九〇)

○地方公務員等共済組合法施行令附則
第三十条の二の三第二項及び第三項
の規定により総務大臣が定める率を
定める件(同一九一)

○地方公務員等共済組合法施行令附則
第三十条の二の四第二項の規定によ
り総務大臣が定める率を定める件
(同一九二)

○地方税法第七百一条の三十四第三項
第二十五号に規定する電気通信事業
を営む者を指定する件の一部を改正
する件(同一九三)

○地方税法施行令附則第十六条の二の
十二第三項に規定する第二種指定電
気通信設備を設置する者及びこれに
類する者として総務省令で定める要
件に該当する者を指定する件の一部
を改正する件(同一九四)

○刑事施設等の中に設けられた病院等
を検査する場合に立ち会わせる者を
指定する告示の一部を改正する件
(法務一三七)

○刑事施設及び受刑者の処遇等に関す
る法律第四百四十二条第一項の規定に
よる労務場及び監置場を附置する刑
事施設の指定に関する件の一部を改
正する件(同一三八)

○日本国に帰化を許可する件
(同一三九)

○アフガニスタン・イスラム共和国政
府に対する贈与に関する日本国政府
とアフガニスタン・イスラム共和国
政府との間の書簡の交換に関する件
(外務一八九、一九〇)

○パレスチナ難民に対する食糧援助に
関する日本国政府と国際連合パレス
チナ難民救済事業機関との間の書簡
の交換に関する件(同一九一)

○インド、ネパール、パキスタン・イ
スラム共和国、バングラデシュ人民
共和国及びブータン王国における
「南アジア地域における地震防災対
策計画」のための贈与に関する日本
国政府と国際連合開発計画との間の
書簡の交換に関する件(同一九二)

○ネパール国営テレビ番組ソフト整備
計画のための贈与に関する日本国政
府とネパール政府との間の書簡の交
換に関する件(同一九三)

○コンゴ民主共和国における「コンゴ
民主共和国東部の帰還民に対する再
統合支援計画」のための贈与に関す
る日本国政府と国際連合難民高等弁
務官事務所との間の書簡の交換に関
する件(同一九四)

○食糧援助に関する日本国政府とモザ
ンビーク共和国政府との間の書簡の
交換に関する件(同一九五)

○コンゴ民主共和国におけるコミュニ
ティ参加を通じた子供のための環境
整備計画のための贈与に関する日本
国政府と国際連合児童基金との間の
書簡の交換に関する件(同一九六)

○技術協力に関する日本国政府とアゼ
ルバイジャン共和国政府との間の協
定の署名に関する件(同一九七)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成十八年度の初日から平
成十九年二月二十八日までの輸入数
量を告示(財務一〇〇)

○平成十八年度の初日から平成十九年
二月二十八日までの生鮮等牛肉及び
冷凍牛肉の各輸入数量を告示
(同一〇一)

○平成十八年度の初日から平成十九年
二月二十八日までの豚肉等並びに生
きている豚及び豚肉等の輸入数量を
告示(同一〇二)

○指定居室サービスに要する費用の額
の算定に関する基準の一部を改正す
る件(厚生労働六一)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一
部を改正する件(同六三)

○特定独立行政法人等の労働関係に関
する法律第四条第二項の規定に基づ
き、平成十五年中央労働委員会告示
第一号の一部を改正する件
(中央労働委一)

○中央卸売市場の卸売業者が卸売の業
務を廃止した件(農林水産三九四)

○農林物資の規格化及び品質表示の適
正化に関する法律の規定に基づき、
登録認定機関を登録した件
(同三九五)

○農林物資の規格化及び品質表示の適
正化に関する法律の規定に基づき、
登録外国認定機関の登録事項の変更
の届出があった件(同三九六)

○工事が完了した件(国土交通四〇四)

○国会事項

○人事異動

○叙位・叙勲

○皇室事項

○官庁報告

○官庁事項

○農林水産省防災業務計画の修正要旨の
公表について(農林水産省)

○人事交流を希望する民間企業の公募
(防衛省)

(以下次のページへ続く)

八

七

六

五

○財務省告示第百一号

関稅暫定措置法(昭和二十五年法律第三十六号)第七條の五第三項の規定に基づき、平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成十九年三月三十日 財務大臣 尾身 幸次

平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 生鮮等牛肉 二十万三千七百三十八トン
二 冷凍牛肉 二十二万九百九十一トン

○財務省告示第百二号

関稅暫定措置法(昭和二十五年法律第三十六号)第七條の六第七項の規定に基づき、平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成十九年三月三十日 財務大臣 尾身 幸次

平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 豚肉等 六十六万六千六百七十七トン
二 生きている豚及び豚肉等 六十六万六千六百七十二トン

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一條第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表の8の(1)及び(2)の注1のイに次のただし書を加える。

ただし、常勤の看護師については、平成二十年三月三十一日までの間は、常勤の看護職員で配置することとする。

○厚生労働省告示第六十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十五号イに次のただし書を加える。

ただし、常勤の看護師については、平成二十年三月三十一日までの間は、常勤の看護職員で配置することとする。

平成二十年三月三十一日「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四條第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日 中央労働委員会会長 菅野 和夫

第二号の表の森林管理署の項及び支署の項中「労働担当の係主席」を削る。

○農林水産省告示第百九十四号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したため、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十三條第二項の規定に基づき告示する。

平成十九年三月三十日 農林水産大臣 松岡 利勝

卸売の業務を廃止した 関西連合株式会社 卸売業者の名称 大阪中央卸売市場本場 卸売の業務を行つてい た市場

取扱品目の部類 青果部 廃止の年月日 平成十九年二月五日

○農林水産省告示第百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成十九年三月三十日 農林水産大臣 松岡 利勝

一 登録年月日及び登録番号

平成十九年三月二十二日 第九十四号 登録認定機関の名称及び住所 兵庫農産協同組合中央会 兵庫県神戸市中央区海岸通一番地

八 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物(認定を行う農林物資の種類は、有機農産物、有機加工食品及び有機飼料に限る。)

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地 (1) 認定を行う区域 兵庫県 兵庫県神戸市中央区海岸通一番地

(2) 認定を行う事業所の所在地 平成十九年三月二十二日 第九十五号 登録認定機関の名称及び住所 株式会社北海道有機認証センター 北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地

八 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物(認定を行う農林物資の種類は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物に限る。)

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地 (1) 認定を行う区域 兵庫県 兵庫県神戸市中央区海岸通一番地

(2) 認定を行う事業所の所在地 平成十九年三月二十二日 第九十六号 登録認定機関の名称及び住所 株式会社北海道有機認証センター 北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地

八 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物(認定を行う農林物資の種類は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物に限る。)

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地 (1) 認定を行う区域 国内 北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地

(2) 認定を行う事業所の所在地 平成十九年三月二十二日 第九十六号 登録認定機関の名称及び住所 社団法人農協流通研究所 東京都中央区日本橋蛸殼町一丁目三十八番九号

八 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物(認定を行う農林物資の種類は、生産情報公表農産物に限る。)

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域 国内 東京都中央区日本橋蛸殼町一丁目三十八番九号

(2) 認定を行う事業所の所在地 平成十九年三月三十日 農林水産大臣 松岡 利勝

変更前の事業所の所在地 変更後の事業所の所在地 オランダ ブヴォラ ハ オランダ ブヴォラ

千二十五BS ドクター ハ千十一BZ ミエ クリンケルトヴェヒエ ウエンラン 四一六B 二八b

○国土交通省告示第四百四号 印西市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二十七條第二項の規定に基づき告示する。

平成十九年三月三十日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

0011173, 00210212, 00212015, 00212211, 00212413, 00212414, 00313415, 00412513, 004125110, 004125111, 5118, 00811012, 00812411, 01011314, 01012712, 01015211, 010165, 01214011, 01311119, 013111110, 013111111, 013117110, 01510215, 190110, 200161, 21010113, 22014012, 22014911, 24012712, 24012912

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 平成18年の介護報酬改定では、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設したところである。

また、重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定したところである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

- これらの加算を通じて、ほとんどの介護老人福祉施設等で看護体制の強化や看取り体制の整備が行われると期待していたが、常勤の看護職員を看護責任者とするだけで足りるとする本経過措置の下でも、1/3以上の介護老人福祉施設で重度化対応加算が算定されていない状況にある。

(参考)

重度化対応加算の取得状況 63.8% (平成18年11月分)

- このような中で本経過措置が終了することとなれば、昨今の看護職員受給の逼迫とも相まって、重度化対応加算等が算定可能な介護老人福祉施設等はさらに減少し、看護体制の強化や看取り体制の整備は後退するおそれ大きい。

(参考)

- ・(社) 全国老施協の調査によれば、平成18年度において、看護師について募集人数以下しか応募がなかった施設が約9割。
- ・また、平成18年度の三菱総研調査によれば、常勤看護師がいない施設は20%、常勤看護師が1名のみの施設は34%。

- 加えて、療養病床転換に伴う受け皿を広くしていく観点から、できるだけ多くの介護老人福祉施設等において「看護職員による24時間連絡体制」などの重度化対応が行われることが望ましい。
- 経過措置を延長したとしても、現時点でも当初想定したよりも重度化対応加算の取得率が低いことや、経過措置の延長により給付費が更に増加するわけではないことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

報酬改定の検討時のデータでは、常勤看護師のいる施設は75%であったことから、75%程度の施設で算定されるものと想定していた。

- 以上のことから、介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、本経過措置を平成20年3月末まで延長することとする。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、次の5つの要件を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

| | |
|----------|---|
| 重度化対応加算 | 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 |
| 夜間看護体制加算 | 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 |

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成19年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ④看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤看取りのための個室を確保していること。

※「夜間看護体制加算」については、①・②の要件に加え、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。」でよい。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。